

## 公 告

下記の事業について、一般競争入札を行うので、静岡市の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める規則（平成 17 年静岡市規則第 87 号）第 3 条の規定に基づき公告する。

令和 2 年 2 月 28 日

静岡市長 田辺 信宏



### 記

#### 1 入札執行者

静岡市長 田辺 信宏

#### 2 担当窓口

〒424-8701 静岡市清水区旭町 6 番 8 号 静岡市市役所 清水庁舎 5 階  
静岡市経済局 海洋文化都市推進本部  
電話番号 054-354-2662  
FAX 番号 054-353-1022  
電子メール kaiyou-toshi@city.shizuoka.lg.jp

#### 3 競争入札に付する事項

##### (1) 事業名

(仮称) 静岡市海洋・地球総合ミュージアム整備運営事業（以下「本事業」という。）

##### (2) 施行場所

静岡市清水区日の出町 32 番地、36 番地の 2、3、4

##### (3) 業務範囲

本事業を実施する民間事業者として市が決定した落札者は、本事業の遂行のみを目的とする特別目的会社（以下「SPC」(Special Purpose Company) という。）を設立する。SPC は本事業の実施にあたって、設計、建設、工事監理、維持管理及び運営に係る業務を行う。

SPC 自らが実施する業務及び SPC が構成員及び協力企業に委託して実施する業務を「SPC 自らが実施する業務」とする。また、SPC が東海大学へ委託する業務を「東海大学が実施する業務」とする。

各業務の具体的な業務の内容及びその他詳細については、「要求水準書」を参照すること。

##### ア SPC 自らが実施する業務範囲

- a. 設計業務
- b. 建設業務
- c. 工事監理業務

- d. 開業準備業務
- e. 維持管理業務
- f. 運営業務

イ 東海大学が実施する業務範囲

(4) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約の締結日から令和20年3月までの期間とする。

(5) 上限価格

本事業の入札においては、上限価格を下記のとおり事前公表することとする。

上限価格：16,622,000,000円（消費税等を含む）

（内、東海大学委託料3,714,330,000円（消費税等を含む））

この「上限価格」は、市がSPCに支払うサービス対価の総額である。

なお、各年度の東海大学委託料は以下のとおりである。

令和4年度 97,000,000円（消費税等を含む）

令和5年度 117,330,000円（消費税等を含む）

令和6年度～令和19年度 250,000,000円（消費税等を含む）

(6) 入札方法

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2に規定する総合評価方式により行う。

4 入札参加者に関する条件

(1) 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等については、次のとおりとする。

① 入札参加者

入札参加者は、本施設の設計、建設、工事監理、維持管理及び運営の各業務にあたる複数の企業等により構成されるグループとする。

※工事監理業務にあたる者と、建設業務にあたる者を同一の者又は相互に資本面若しくは人事面で関係のある者が兼ねることはできない。

② 構成員

構成員とは、入札参加者を構成し、SPCに対して出資を行う企業であり、参加表明書等への明記を求める企業とする。

③ 代表企業

構成員のうち、入札参加者を代表する企業とする。なお、代表企業は以下の要件を満たすこと。

- a. 本事業における入札手続を行うこと。
- b. 事業期間にわたり、SPCに対する出資割合を最大とすること。

④ 協力企業

協力企業とは、入札参加者を構成し、構成員以外の企業であってSPCから本事業における業務を直接受託する企業であり、参加表明書等への明記を求める企業とする。

## ⑤ 留意事項

- a. 入札参加者の構成員及び協力企業は、他の入札参加者の構成員及び協力企業とはなれない。ただし、市がSPCとの事業契約を締結後、選定されなかった入札参加者の協力企業が、SPCの業務等を支援及び協力することは可能とする。
- b. 参加表明書等の提出後、入札参加者の構成員及び協力企業の変更は認めない。ただし、市長が特に必要であると認めるときは、この限りではない。
- c. 本事業の協力団体である東海大学は、SPCに対して出資を行わず、SPCから本事業における業務を直接受託する者であるが、本事業の入札参加者には含まれず、落札者の決定後速やかに組成される事業コンソーシアムに含まれる。よって、どの入札参加者においても、東海大学を事業コンソーシアムに含めることを前提とした提案とすること。

## (2) 構成員及び協力企業の要件

### ① 一般的要件

構成員及び協力企業は、いずれも以下の要件を満たすこと。

- a. 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- b. PFI法第9条に示される欠格事由に該当しないこと。
- c. 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てをしていない、又は申立てをされていないこと。ただし、更生開始手続又は再生開始手続が決定された場合を除く。
- d. 静岡市入札参加停止等措置要綱(平成31年4月1日改正)の規定に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。ただし、市長が認める場合は、この限りではない。
- e. 入札参加資格確認基準日において、消費税を滞納していないこと。
- f. 静岡市内に営業所等を有する者にあつては、直近の事業年度において法人市民税又は固定資産税を滞納していないこと。
- g. 市が本事業のために設置する選定審査会の委員が属する組織・企業及びこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がないこと。
- h. 市が、本事業についてアドバイザー業務を委託したパシフィックコンサルタンツ株式会社及びパシフィックコンサルタンツ株式会社が本アドバイザー業務において提携関係にあるアンダーソン・毛利・友常法律事務所並びにこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がないこと。

※「資本面で関係のある者」とは、当該企業の発行済み株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面で関係のある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。以下同じ。

### ② 各業務にあたる者の要件

入札参加者のうち、設計、建設、工事監理、維持管理及び運営の各業務にあたる者は、

それぞれ次の要件を満たすこと。

ア 設計業務にあたる者

設計業務にあたる者は、以下に示す要件に該当するものとする。

設計業務にあたる者が複数である場合、いずれの企業においても以下に示す a、b、c の要件を満たしていること。なお、d 及び e の要件は設計業務にあたる者のうちの 1 者が満たせば良いものとする。

- a. 令和 2・3 年度において、静岡市が発注する建設工事の請負契約及び建設業関連業務の委託契約に係る競争入札参加者に必要な資格を定めた告示（平成 17 年静岡市告示第 43 号）に基づく資格の認定を受けていること（参加資格確認申請書の提出期限までに競争入札参加資格審査申請書を提出した者で、かつ、入札執行日において市が発注する建設業関連業務の委託契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格について、資格者として認定されている者を含む）。
- b. a の認定において、建築関係建設コンサルタント業務の認定を受けていること。
- c. 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定により、一級建築士事務所登録の受けていること。
- d. 平成 11 年以降に、水族館施設又は水族館類似施設の設計業務実績を有すること。その実績は、新築又は増築において延床面積 4,750 m<sup>2</sup>（観覧プールを含む。）以上のものとする（ただし、共同企業体の構成員としての設計業務を実績とする場合は、その共同企業体に最大出資していた構成員に限り、本要件の実績を有する者であるとみなす）。
- e. 平成 21 年以降に、展示面積 1,700 m<sup>2</sup>以上の科学館、博物館、美術館又は博物館類似施設の展示設計実績を有すること。

イ 建設業務にあたる者

建設業務にあたる者は、以下に示す要件に該当するものとする。

建設業務にあたる者が複数である場合、いずれの企業においても以下に示す a、b、c、d の要件を満たしていること。なお、e 及び f の要件は建設業務にあたる者のうちの 1 者が満たせば良いものとする。

- a. 令和 2・3 年度において、静岡市が発注する建設工事の請負契約及び建設業関連業務の委託契約に係る競争入札参加者に必要な資格を定めた告示（平成 17 年静岡市告示第 43 号）に基づく資格の認定を受けていること（参加資格確認申請書の提出期限までに競争入札参加資格審査申請書を提出した者で、かつ、入札執行日において、静岡市が発注する建設工事の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格について、資格者として認定されている者を含む）。
- b. a の認定において、建築一式工事の認定を受けていること。なお、電気工事、管工事（空調工事及び衛生工事をいう。以下同じ。）、展示工事を分担して業務を実施する場合は、分担して実施する工事について認定を受けていること。
- c. 令和 2・3 年度における資格認定において、市が通知した資格審査結果通知書の総合点が建築一式工事について 830 点を超えていること。なお、電気工事を分担して

業務を実施する者は電気工事について 850 点、管工事を分担して業務を実施する者は管工事について 760 点、展示工事を分担して業務を実施する者は内装仕上工事について 1,000 点を超えていること。

- d. 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)に基づく特定建設業の許可を受けていること。
- e. 平成 11 年以降に、水族館施設又は水族館類似施設の建設業務実績を有すること。その実績は、新築又は増築において延床面積 4,750 m<sup>2</sup>(観覧プールを含む。)以上又は水量 500t 以上を扱うものとする(ただし、共同企業体の構成員としての業務を実績とする場合は、出資比率 20%以上のものに限る。)
- f. 平成 21 年以降に、展示面積 1,700 m<sup>2</sup>以上の科学館、博物館、美術館又は博物館類似施設の展示施工実績を有すること。

※展示施工とは、展示設計業務で作成された設計図書に基づく施工をいう。

#### ウ 工事監理業務にあたる者

工事監理業務にあたる者は、以下に示す要件に該当するものとする。

- a. 令和 2・3 年度において、静岡市が発注する建設工事の請負契約及び建設業関連業務の委託契約に係る競争入札参加者に必要な資格を定めた告示(平成 17 年静岡市告示第 43 号)に基づく資格の認定を受けていること(参加資格確認申請書の提出期限までに競争入札参加資格審査申請書を提出した者で、かつ、入札執行日において市が発注する建設業関連業務の委託契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格について、資格者として認定されている者を含む)。
- b. a の認定において、建築関係建設コンサルタント業務の認定を受けていること。
- c. 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 23 条第 1 項の規定により、一級建築士事務所登録の受けていること。

#### エ 維持管理業務にあたる者

維持管理業務にあたる者は、以下に示す要件に該当するものとする。

維持管理業務にあたる者が複数である場合、いずれの企業においても以下に示す a の要件を満たしていること。なお、b 及び c の要件は維持管理業務にあたる者のうちの 1 者が満たせば良いものとする。

- a. 令和 2・3 年度において、静岡市が発注する委託契約等に係る競争入札に参加する者に必要な資格(平成 15 年静岡市告示第 46 号)に基づく資格の認定を受けていること(参加資格確認申請書の提出期限までに競争入札参加資格審査申請書を提出した者で、かつ、入札執行日において、静岡市が発注する委託契約等に係る競争入札に参加する者に必要な資格について、資格者として認定されている者を含む)。
- b. a の認定において、建築物環境衛生管理業務(建築物環境衛生管理監督業務)の認定を受けていること。
- c. 平成 21 年度以降に、延床面積 4,750 m<sup>2</sup>以上の施設の維持管理業務実績があること(ただし、1 年間以上継続したものに限る。)

#### オ 運営業務にあたる者

運営業務にあたる者は、以下に示す要件のいずれかに該当するものとする。

- a. 平成 21 年度以降に、博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）上の登録博物館（第 2 条第 1 項）、博物館相当施設（第 29 条）又は博物館類似施設における運営業務実績があること。

### （3）参加資格確認基準日

入札参加者の備えるべき参加資格に関する確認基準日（以下「参加資格確認基準日」という。）は、参加表明書等の提出日から当該確認審査結果の通知日までとする。

### （4）参加資格の喪失

参加資格確認基準日の翌日から落札者決定日までの間に、入札参加者の構成員又は協力企業が上記（2）に示す要件を欠くに至った場合には、市は当該入札参加者を落札者決定のための審査対象から除外する。

ただし、以下の場合において記載の要件を満たした場合、又は市が認めた場合にはこの限りではない。

- a. 参加資格確認基準日から入札書等及び事業提案書提出日の前日までに参加資格を喪失した場合、参加資格審査書類に明示が義務づけられている者（以下「入札法人」という。）のうち、1 ないし複数の法人が参加資格を喪失した場合において、参加資格を喪失しなかった法人（以下「残存法人」という。）のみ又は参加資格を喪失した法人（以下「喪失法人」という。）と同等の能力・実績を持つ新たな法人を構成員若しくは協力企業として加えた上で、入札参加者の再編成を市に申請し、入札書等及び事業提案書の提出締切日までに市が認めた場合。ただし、残存法人のみで入札参加者の再編成を市に申請する場合は、当該残存法人のみで本書に定める入札参加者の参加資格要件を満たしていることが必要である。また、喪失法人が代表企業であった場合には、当該入札参加者の参加資格を取り消すものとする。
- b. 入札書等及び事業提案書の提出締切日から落札者決定日までに参加資格を喪失した場合上記 a と同様とする（なお、「提案書類の提出日までに市が認めた場合」は、「落札者決定日までに市が認めた場合」に読み替える。）。ただし、入札法人のうち、代表企業が参加資格要件を喪失した場合は、当該入札参加者の参加資格を取り消すものとする。

## 5 入札手続に際して公表する書類等

入札手続に際して公表する書類は、市ホームページにより公表を行うものとする。

### （1）入札手続きについての市の担当窓口

入札手続についての市の担当窓口は以下のとおりである。また、各手続、連絡先、提出先等は、特に指定のない限り下記を窓口とする。

静岡市 経済局 海洋文化都市推進本部 海洋文化拠点施設建設室

TEL : 054-354-2662

FAX : 054-353-1022

電子メール : kaiyou-toshi@city.shizuoka.lg.jp

(2) 交付期間

令和2年2月28日(金)～令和2年7月27日(月)16時まで

(3) 交付方法

電子データを無償で交付する。

静岡市経済局 海洋文化都市推進本部内ホームページに掲載。

6 入札参加資格確認申請書等の受付

入札参加表明書及び競争入札参加資格確認申請書の受付を以下の要領で行う。

(1) 受付期間

令和2年7月6日(月)～令和2年7月27日(月)16時まで

(2) 受付場所

上記2に同じ

(3) 提出方法

電子メールにて送付すること。

(4) 参加資格確認審査結果の通知

令和2年8月14日(金)までに代表企業に対して書面にて通知する。

7 入札書類および事業提案書の受付

(1) 受付日時

令和2年8月24日(月)～令和2年9月29日(火)16時まで

(2) 受付場所

上記2に同じ

(3) 提出方法

持参により提出すること。

(4) 開札日

開札日、開札時間、開札場所等の詳細は、別途入札参加者に通知する。

(5) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(6) 契約保証金

市は、事業契約に基づいてSPCが実施する業務の履行を確保するため、静岡市契約規則(平成15年規則第47号)第35条の規定に基づき、事業契約の保証を求める。なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、施設整備費相当分(ただし、施設整備業務に関する金利支払額を除く)の100分の10以上とする。

①契約保証金の納付

②履行保証保険の付保

③有価証券その他の担保の提供

・有価証券の提供

・金融機関又は保証事業会社の保証

(7) 入札の無効

入札説明書において示した条件等に違反した入札は無効とする。

(8) 落札者の決定方法

別添「(仮称) 静岡市海洋・地球総合ミュージアム整備運営事業落札者決定基準」に記載のとおりとする。

(9) 契約書作成の要否

要

8 その他

(1) 入札に関して使用する言語は日本語、単位は計量法(平成4年法律第51号)に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(2) 本事業の事業契約については、落札者が設立したSPCと仮契約を締結した上、静岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成15年静岡市条例第54号)第2条の規定等による市議会の議決があったとき、本契約が成立する。

(3) その他詳細は入札説明書による。

9 Summary

(1) Subject matter of the contract:

PFI-based design, construction, maintenance and operation of the maritime culture facility.

(2) All applications must be submitted either by mail or directly to the City of Maritime Culture Promotion Team.

1. The period for initial application to qualify for consideration is from July 6<sup>th</sup>, 2020 to 4:00PM on July 27<sup>th</sup>, 2020.

2. The period for submission of final proposal is from Aug 24<sup>th</sup>, 2020 to 4:00PM on Sep 29<sup>th</sup>, 2020.

(3) Department in charge

“City of Maritime Culture” Promotion Team, Shizuoka City Hall Shimizu Offices,  
6-8, Asahi-cho, Shimizu-ku, Shizuoka-shi, 424-8701, Japan

Tel: 054-354-2662

E-mail: kaiyou-toshi@city.shizuoka.lg.jp

(4) Language for making inquiries: Japanese